

所得税及び復興特別所得税の 確定申告は正しく期間内に

申告期間は「2月16日(火)から3月15日(火)」です

平成27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告は、2月16日(火)から3月15日(火)までとなります。同期間中、榛東村役場村民ホールにおいて申告相談を実施しますので、相談を希望する方はご利用ください。なお、申告期間中は、相談会場が大変混雑します。できるだけ指定された日にご来庁いただき、円滑な申告相談の実施にご協力ください。(次頁、「申告相談受付表」参照)

《期間内に正しい申告を!》

所得税及び復興特別所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っているあなたご自身が、税法に従ってご自身の所得と税額を正しく計算し、期間内に申告・納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告が必要な方が申告を失念したり、誤った申告などをするなど、後日、不足する税金を納税するだけでなく、加算税や延滞税が課される場合があります。確定申告は、必ず期間内に正しく実施してください。

《確定申告が必要な方》

- 事業をしている方
- 不動産収入がある方
- 土地、建物などを売却した方
- 給与の年収が2,000万円を超える方
- 給与所得と退職所得以外の所得

金額の合計が、年間20万円を超える方

○雑所得などがある方(2つ以上の年金や個人年金を受けている方など)

○前記の所得などにあてはまらない、その他の所得がある方

《白色申告の方は 収支内訳書の添付を》

事業所得や不動産所得、山林所得のある方で、確定申告書を提出する方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりませんので、書類等の不備がないようご注意ください。

《所得税及び復興特別所得税の 還付申告はお早めに》

確定申告をする必要がない方も次のような場合は、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

- 給与所得や退職所得がある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けるとき
- 給与所得者が年の途中で退職し、その後就職をしなかったとき
- 予定納税をしたが、確定申告をする必要がなくなったとき
- 還付を受けるための確定申告書は、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収された年または予定納税

額を納付した翌年の1月以降ならいつでも提出することができます。還付を受けるための確定申告書は、可能な限りご自身で作成して、お早めに高崎税務署まで郵送などで提出してください。なお、還付金の受け取りには、金融機関口座への振り込み制度をご利用ください。また、還付金の受け取りには一定期間(1~3カ月程度)を要しますので、予めご承知おきください。

《申告書を「ご自身で 作成するときは》

確定申告書をご自身で作成するときは、「平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の手引き」や国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「確定申告書作成コーナー」などを参考にしてください。また、申告書作成の際は、記入誤りや入力漏れなどがないようご注意ください。

ご自宅などで申告書がいつでも作成できる 「確定申告書作成コーナー」をご利用ください

ご自宅からインターネットを利用して、夜間休日などを問わずご自身の都合のよい時間にいつでも確定申告書を作成することができます。申告会場は大変混雑しますので、是非とも国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)にアクセスして「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。

作成した確定申告書はそのまま税務署へ郵送などで提出することができます。

- 所得税及び復興特別所得税や消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます
- 医療費控除、住宅借入金等特別控除の申告など、様々なケースに対応しています



国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>